

青森県報

第二千三百七十六号

平成十六年
九月八日
(水曜日)

目次

告示

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(障害福祉課) …… 一
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(同) …… 一
保安林の指定予定	(林政課) …… 二
保安林の指定解除	(同) …… 二
廃川敷地等の公示	(河川砂防課) …… 二
右 同	(同) …… 二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課) …… 三

告 示

青森県告示第五百六十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	
名称	主たる事務所在地	名称	所在地
特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター たいせきあ	八戸市東白山台三丁目二一の二	障害者ヘルパーステーション 三沢	三沢市泉町一〇丁 五目一七の二〇
合資会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八	ヘルパーステーション ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八
居宅介護等事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業
指 定	指 定	指 定	指 定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
平 成 一 六 九 一	平 成 一 六 九 一	平 成 一 六 九 一	平 成 一 六 九 一

青森県告示第五百六十七号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所	
名称	主たる事務所在地	名称	所在地
特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター たいせきあ	八戸市東白山台三丁目二一の二	障害者ヘルパーステーション 三沢	三沢市泉町一〇丁 五目一七の二〇
合資会社ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八	ヘルパーステーション ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八
居宅介護等事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業	居宅介護等事業
指 定	指 定	指 定	指 定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
平 成 一 六 九 一	平 成 一 六 九 一	平 成 一 六 九 一	平 成 一 六 九 一

青森県告示第五百六十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡市浦村大字相内字相内三四九の三（次の図に示す部分に限る。）、三四八、三四九の五

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字横内字鏡山四三の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所（備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二 級河川 沖館川水系西滝川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年九月八日

三 廃川敷地等の位置

青森市浪館前田二丁目九二の二二地先並びに九二の二一、八七の七及び八七の八

地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅地 八七・九八平方メートル

青森県告示第五百七十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び

青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川 沖館川水系西滝川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年九月八日

三 廃川敷地等の位置

青森市西滝一丁目一〇の二及び一〇の三地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 七五・五四平方メートル

青森県告示第五百七十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年九月十三日から施行する。

平成十六年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「あおもり信用金庫弘前支店

弘前市大字土手町

」を

「あおもり信用金庫弘前支店

弘前市大字百石町

」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭